

守谷市教育委員会定例会 令和6年10月

1 日 時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 庁議室

3 出席者 教育長職務代理者 河原 健
教育委員 椎名 和良
教育委員 辺見 芳宏
教育委員 萩谷 直美

4 欠席者 教 育 長 町田 香

5 説明のための出席者

教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 村松 静
給食センター長 鈴木 林
中央図書館長 平塚 恭子
事務局員（学校教育課長） 1名

6 傍 聴 人 なし

1 開会宣言	教育長職務代理者	午後1時30分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長職務代理者	議事録署名人に椎名委員を指名する。
3 議決事項	教育長職務代理者 学校教育課長	議案第37号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」説明を求める。 令和6年10月1日、学校教育課に1名、教育指導課に1名の職員が配属されるという人事発令がございました。 このため、これに伴い、この2名について、予

	算の執行や市議会への議案提出などの事務執行を行うことができるよう、地方自治法第180条の3の規定により、市長部局の職員を兼ねさせることについての市長からの協議がありましたので、別紙のとおり異論なしとの回答を行うものについて、議決を求めるものです。 質疑無し
教育長職務代理者	議案第37号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長職務代理者	議案第38号「守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について」説明も求める。
学校教育課長	本要綱は、令和7年度から始まる特定地域選択制度と、スクールバスを利用するための要件や具体的な手続などを定めたもので、既に令和6年度から、制度利用の申込みや受付事務は開始しているところですが、これを次年度以降も円滑に進めるため、要綱として今回定めることとしたため、適用を令和6年4月1日からとする遡り適用としております。 特定地域選択制度は、黒内小学校適正規模化策として令和5年度に決定されたものですが、こちら、黒内小学校区の中で、最も年少人口割合が高い地区である松並青葉地区を黒内小学校のほか、御所ヶ丘小または郷州小を選択できる特定地域に指定するというもので、この制度を利用して選択校を選んだ場合は、通学距離が3キロメートル以上となることを考慮し、スクールバスによる通学とするものです。

	この要綱では、まず、これらの地域や対象者などの条件について定めた後、学校選択の申込み方法、決定方法、転出入者の取扱いや学校選択の辞退までを定めております。 まず、第1条は趣旨、第2条から3条は対象者等の条件となっております。学校選択は、教育委員会が翌年度の選択校の受入れ枠、こちらを公表した後、申込み期間と変更申込みの受付期間を設定し、公表いたしますので、その期間に希望世帯が所定の様式を提出、または、電子申請により申し込むという手続となっております。 変更受付期間とは、一度申し込んだ後の取消しや、別の学校への変更についての申出期間となっており、ここまでの手続の流れを第4条、第5条で定める形となっております。 学校選択申込み時には、様式第1号にて、希望校のほか、スクールバスの利用有無と乗降バス停の指定、また、その時点での放課後子ども教室や児童クラブの利用予定、こちらも聞き取ることでしております。 この結果につきましては、把握次第、生涯学習課とも共有させていただき、次年度の特定地域選択制度利用児童のうち、児童クラブなどを利用する児童がどの程度いるのか、利用規模感を把握、共有していきたいと考えております。 次に、第6条では、申込みを受け付けた後の決定までの教育委員会の手続を定めております。具体的には、受入れ枠内であれば、決定通知を送付、受入れ枠以上の申込みとなった場合は、公開抽せんを行い、落選後もキャンセル待ちの希望がある方については、補欠登録ができることとしております。 各校の受入れ枠は、学年ごとに学級数に大きな差異が生じないよう、原則、現状の学級数より1学級増となる範囲での設定としていく予定です。 しかし、できる限り抽せんとはならないよう、
--	--

	例えば受入れ枠を10人以上超過するなど、大幅な超過でない場合は、学校と協議して受け入れる方向で調整していきたいと考えております。 次に、転出入についての流れが第7条、第8条となります。特定地域制度を利用している世帯が特定地域である松並青葉以外の地区へ転居した場合、市では通学区域制を設定しておりますので、原則は転居先の地区の指定校へ転校いただく形となります。 また、市内外から特定地域に転入してきた方については、転入日が申込受付開始から変更受付期間の終了日までで、期間中に申し込むこと、こちらができれば、通常どおりの申込みとなります。 ただし、受付期間後に転入してきた世帯で、学校変更希望、こちらがある場合は、受入れ枠に余裕がある場合はそのまま申し込むことができますが、受入れ枠がいっぱいになっている場合は、先ほどの落選者と同じく補欠登録をして、キャンセル待ちをしていただくこととしております。 なお、補欠登録の方の扱いについては、内規として別途定めております。 資料は飛びますが、13ページ目が内規になっております。 選択可能校のいずれかにおいて、キャンセルなどにより受入れが可能となった場合は、定例教育委員会の開催日に合わせて抽せんを行いたいと考えております。 こちら、教育委員会の開催日に日程を合わせた理由ですが、毎月確実に開催されるため、会場がある前提で定期的に抽せんが行えると考えました。 また、可能であれば、教育委員の皆様にご協力をいただいて、くじなどを引いていただければ、傍聴可能な会場で事務局職員以外による抽せんということで、客観性が保てるかなと考えております。まして、ぜひお願いできればと考えております。
--	--

椎名委員	が、この部分、内規にも明記はしておりませんので、抽せんの方法は今後検討していきたいと考えております。 第9条、第10条では、学校変更を選択した方が都合により辞退する場合と、変更先学校に通学したけれども、やはり本来の小学校である黒内に戻りたいといった場合の手続となっております。いずれも所定の様式を委員会へ提出いただく形としています。 また、抽せんでは落選して黒内に通うこととなり、その時点でも学校変更希望がある場合は、翌年度以降も申し込むことはできる形にする予定です。 また、河原委員から事前に、守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択というのが、分かりづらいついかなという御指摘もいただきまして、今まで地域説明会ですとか、一般に公表していた際に、特定地域選択制度という言葉を使ってきておりますので、これを統一して使わせていただきたいと考えております。 受入れ可能児童数を超えた場合という第6条について、令和7年度、来年の入学者は、クラス数は御所小で2クラス、郷州小で3クラスの予定と就学時健診の数で計算したが、特定就学先に行っていた場合には、できる限り受け入れて、抽せんなどならないようにお願いしたい。 業務報告の②の中に、守谷市としての適正規模の最大が24学級、1学年4学級の計算だが、6で割ると、4学級までは適正なので、その人数だと、郷州小、御所ヶ丘小に受け入れられるのは140人まで可能ではと、読ませていただいた。 現状より1学級増だと説明したが、できれば、守谷市で考える適正規模の最大限まで募集定員として、抽せんにならないように検討いただきたい。
-------------	---

学校教育課長	地域の方からも、なるべく抽せんにしないしてほしいと言われております。 実際、受入れ校となる学校の先生方に聞くと、郷州小も、本来は2学級だったところを3学級にするところまでの定員を今年設けました。御所ヶ丘小学校も、本来は2学級なので、本当は3学級になるまでの定員を設けたんですが、結局それほど申込みが伸びなかったのが、今2学級になっております。 その受入れ枠を設定する際に学校から言われたのは、もともと小規模で、それぞれの学年が1クラスまたは2クラスだったところ、一つの学年だけが4とか5とかになると、学年間のバランスが崩れてしまって、非常に運営がしづらくなってしまうというような御意見を頂いております。 よって、その間を取って、通常、特定地域選択制度を実施しない場合のクラス数プラス1、もしくは、プラス2というところで交渉はしていきたいと思っておりますが、プラス2というところにかかなり抵抗はされてしまっております。
椎名委員	受け入れる側では、新しく来るところから、今まで1か2しかなかったのに、3、4になるとどう思うか。
教育長職務代理者	大変だと思ってしまうのか。
椎名委員	担任は、30人から35人しか子供はいないわけだから、学級単位の子供の数で考えれば、それほど大変だという感覚というのは私の中にはないのだが。問題は、学校のクラス数というか、教室があるか、キャパの問題であると思う。
学校教育課長	キャパ的にも、実はぎりぎりなところで、今、特別支援学級が増えていて、普通学級在籍児童の

	以前は一、二％だったところ、今、五、六％、高いところでは7％という形で、上がってきおり、受入れの人数が増えるイコール、普通学級だけじゃなく特別支援学級も増えるというところで、そのバランスを見ながらだと、プラス1もしくはプラス2ぐらいが、本当にキャパ的にもぎりぎりというようなところになっております。
椎名委員	そのキャパの問題、そして、今年初めて行くので、行った方たちの評判でまた左右されるから、来年、学級数、定員を設定するときの大事な資料として、抽せんにはならないようにお願いしたい。
学校教育課長	令和5年度の時は、適正規模というところが決まっておりませんでしたので、今年度適正規模が、小学校だと、学年にならすと4学級ということであれば、4学級までを受け入れてくださいということを学校と話しもできると思います。
辺見委員	学校には、在籍生徒数に対して教員の定数配置というのがある。それを県教育事務所とやり取りするのだが、確定的な児童数というのは、締切りをいつにして、いつそれを県のほうに報告することになるのか。
学校教育課長	報告をぎりぎりまっていただけののが12月か1月だということを言われておりまして、よって特定地域選択制度のバスの利用については、バスの予算確保のスケジュールもあり、締め切りは7月末に予定しております、その後、その次の年度のバスが確保でき次第、まだ何人乗れるよねというのが分かるので、追加で募集するということも、今検討しております。 ただ、それが2月とか3月になると、教員の配置のタイミングと合わなくなってしまうので、そ

	これから考えても、12月もしくは1月がぎりぎりと思っています。
辺見委員	大体11月から12月で、見込みでも報告する形になって、正式な教諭の割り振りで、それよりもプラスアルファになったときに、本当に非常勤講師配置を検討し、また、市のほうで備品や机など、そういうのはすぐに用意できるでしょうけれども、人の配置というのはなかなか厳しいものがあるので、2クラスにする、1クラスにするだけでも、また大きな配置が変わってくるので、校長すれば、その辺が心配なのかなというのを感じた。
教育長職務代理者	教育委員会主導で、スクールバスを活用したりしながら別な学校行ってくださいという、そういう制度をつくってお願いしながら、いっぱいになったから行けません、だから抽せんです、補欠です、登録してくださいというのは、これはぜひ避けてほしいなと思う。これは信用問題になると思う。教育委員会のこういう事業に対する信用に関わってくる。 学級プラス1がプラス2になっても、学校としては何とかなると私は思うので、説得してでも、2人オーバーしました、だから申込みの遅かったあなたたちは補欠ですよという、そういうだけは絶対しないようにしていただきたいなと、ぜひ受け入れていただきたい。1学級増が2学級増になると、クラスの子供の数が減るので、担任の先生は喜ぶ。
学校教育課長	郷州小、あと一息で3クラスになるところなので、本当はもう少し移動してもらいたいところです。
萩谷委員	公表の仕方というのは、どんな感じで公表するのか。

学校教育課長	該当者に通知とホームページです。
萩谷委員	公表を見逃して、手続が遅れたがためにという保護者の方が、結構いる。学校のお便りとかも、一斉配信されても、見ない方が結構いて、携帯持っていても見なかったり、ホームページとかお手紙とか、二重にあればいいのかなって思う。
学校教育課長	新1年生の保護者の方には、確実に通知を個別に行っています。また、在校生も移動することができることになっているので、ホームページですとか、今年度行ったことは、保育所、幼稚園にチラシをお願いしたりして、新1年生や在校生の保護者の方の目に触れるような形で、周知はしてきたつもりではあるんですが、周知方法については、今後も検討していきます。
教育長職務代理者	議案第38号「守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について」採決する。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長職務代理者	議案第39号「守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の一部改正について」説明を求める。
教育指導課長	令和7年度から3年間、いわゆるALTの派遣業務をお願いする会社について、プロポーザルをするのですが、その選定委員会の委員について、10人を8人に改めて、また、市長、副市長除き、教育長を教育部長とするということで、構成メンバーを変えるというものです。
教育長職務代理者	議案第39号「守谷市外国語指導助手派遣業務

4 協議事項 教育長職務代理者 生涯学習課長	プロポーザル選定委員会設置要綱の一部改正について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕 協議第5号「守谷市社会教育委員の選出について」説明を求める。 守谷市社会教育委員の選出につきましては、令和7年3月31日をもって委員の任期が満了となるため、委員選出を依頼する所属団体等について、提案のとおりでよろしいか協議をお願いするものです。 社会教育委員の会議における審議事項は、社会教育の諸計画の立案に関すること、もう一つが公民館の運営に関すること、そして、その他社会教育に関することになります。 参考資料といたしまして、現委員の名簿を添付しております。特に長く携わっていただいている委員は、この組織の議長を歴任されている方で、近隣自治体で組織いたします協議会でも要職を担っておられる方になります。 また、新たな委員の委嘱について、今回変更する枠は、13番の学識経験者になります。これまで、社会教育関連事業に関わった経験がある、つまり現役を退いた方を委嘱しており、現委員は、守谷市の放課後子ども総合プランの統括責任者を経験された方に担っていただいておりますが、新たな委員につきましては、現役で施設運営に関わっている方で、できるだけ社会教育主事など、専門的な資格を有する方を委嘱したいと考えております。 なお、公募委員2名につきましては、広報の11月10日号、また、ホームページで募集をする予定です。 各団体への委員選出依頼は今年度中になりま
--------------------------------------	---

教育長職務代理者 教育長職務代理者	すが、委員については、来年度５月の定例教育委員会に議案として提出をする予定になっております。 議案というより、この枠組みについて、こういう枠組みでよろしいかという協議であるため、結構だろう。 特に意見はないようなので、協議を終了する。 以上で議案及び報告事項が終わりました。 次回定例会議の日程 日時 １１月２５日（月曜日） 午後１時３０分 場所 市役所庁議室
---------------------------------	--

会議録署名人	椎名 和良
---------------	--------------